



平成 28 年 1 月 15 日

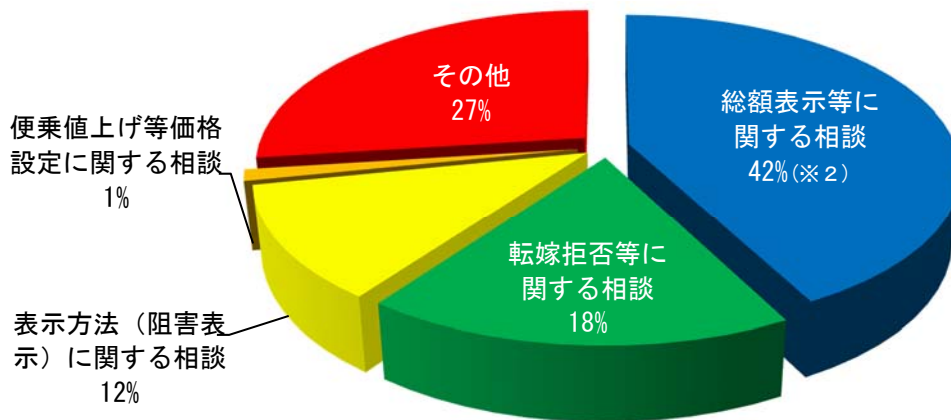
内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

消費税価格転嫁等総合相談センターの平成 27 年 12 月 (12/1～12/31) の相談対応状況は以下のとおり。

1 相談件数

12 月の相談件数：電話 66 件、メール 19 件

【相談内容（全 85 件）の内訳（※1）】



2 相談例

○ 総額表示等に関する相談

Q. 当社では、消費者を対象にカタログ販売を行っている。カタログに記載する商品の価格表示について税込価格と税抜価格を併記している。これまで価格表示について同一の色を使用していたが、今後は、税込価格の表示の色を目立つようにしたいと考えているが、問題ないか。

A. 税込価格と税抜価格を併記する場合、表示媒体における表示全体からみて、税込価格が一般消費者にとって見やすく、かつ、税抜価格が税込価格であると一般消費者に誤解されないように表示されている必要があります。税込価格が明瞭に表示されているかどうかの判断に当たっては、税込価格の表示の文字の色と背景の色との対照性のほか、税込価格表示の文字の大きさや文字間余白・行間余白の要素が総合的に勘案されます。具体例や詳細については、「総額表示義務に関する消費税法の特例に係る不当景品類及び不当表示防止法の適用除外についての考え方(平成 25 年9月 10 日(一部改定 平成 27 年4月1日)消費者庁)」を御参照ください。

消費者庁ウェブサイト>事業者の方>消費税について知りたい>消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法(消費税転嫁対策特別措置法)>消費税転嫁対策特別措置法のガイドライン

http://www.caa.go.jp/representation/pdf/131010_guide_shouhi2.pdf

※1 消費税転嫁対策特別措置法違反被疑情報は 17 件

※2 うち総額表示に関する相談が 14%、消費税一般に関する相談が 86%

Q. 消費者である。同一の店舗で商品の種類によって税抜価格のみ記載しているものと税込価格と税抜価格を併記しているものを記載しているところがある。こうした取扱いは認められているのか。

A. 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保及び事業者による値札の貼替え等の事務負担に配慮する観点から消費税転嫁対策特別措置法により、平成 25 年 10 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日までの間、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置（誤認防止措置）」を講じている場合に限り、税込価格によらない表示ができることとされています（総額表示義務の特例）。これにより、その価格が税込価格なのか、税抜価格なのかを消費者が商品等を選択する際に明瞭に認識できれば、スーパー等の事業者は、同一店舗内であっても商品によって「税込〇円(税抜〇円)」、「本体価格〇円+税」と表示することも可能です。

なお、消費者の利便性に配慮する観点から平成 30 年 9 月 30 日までの間であっても、事業者は、できるだけ速やかに、税込価格を表示するよう努めなければならないこととされています。

Q. ある成果物の作成を請け負っている事業者である。消費税率の適用に係る経過措置について確認したい。消費税率 10% 引上げ前の指定日(平成 28 年 10 月 1 日)前に契約を締結し、成果物の納入が 10% 引上げ後になる場合も、消費税率 8% 引上げ時と同様に、経過措置により引上げ前の消費税率(8%)が適用されるのか。

A. 平成 25 年 10 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日までの間に締結した請負、委任その他の請負に類する契約で、かつ、目的物の引渡しが一括して行われるもののうち、仕事の内容につき相手方の注文が付されているものについては、その目的物の引渡しが行われる平成 29 年 4 月 1 日以後に行われるものであっても、経過措置により消費税率 8% が適用されます。

この経過措置の内容は、消費税率 8% 引上げ時と同様のものです。

御相談の取引内容が経過措置の適用となるかにつきましては、国税庁ウェブサイト (<http://www.nta.go.jp/>) で公表されているリーフレット等で御確認いただくか、所轄の税務署にお問い合わせください。

○ 転嫁拒否等に関する相談

Q. 売手である。消費税率の引上げ前に締結した契約書に税込金額が記載されていれば、消費税率の引上げ後に価格を見直さなくても消費税転嫁対策特別措置法上の買ったときに当たることはないとの買手事業者の主張は正しいか。

A. 消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者(買手)が、同法上の特定供給事業者(売手)との取引において、合理的な理由なく消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定めることは、「買ったとき」として問題となります。

契約書に税込の金額が記載されているとの理由のみで取引金額を据え置くことは合理的な理由とはなりませんので、実際にそのような行為を受けた場合には公正取引委員会や事業所管官庁などに御相談ください。

Q. 売手である。取引先事業者と本体価格で交渉したいと考えているが、取引先が交渉に応じない場合、取引先にペナルティが課されることはあるのか。

A. 消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者(買手)が、同法上の特定供給事業者(売手)からの本体価格での交渉の申出を受けた場合に、それを拒否することは、「本体価格での交渉拒否」として問題となります。

本体価格での交渉拒否に該当する疑いのある行為については、特定供給事業者からの申告等に基づいて、公正取引委員会や、事業所管官庁、中小企業庁などが調査を行い、調査の結果、違反行為が

あると認められるときは、特定事業者に対し速やかに本体価格での交渉に応じるよう指導等を行っています。

実際にそのような行為を受けた場合には公正取引委員会や事業所管官庁などに御相談ください。

問合せ先

内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

電話：03-3539-2610